

規 則

埼玉県教育局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月二十三日

埼玉県教育委員会教育長 小 松 弥 生

埼玉県教育委員会規則第一号

埼玉県教育局組織規則の一部を改正する規則

埼玉県教育局組織規則（昭和四十六年埼玉県教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第三条の表教育総務部の項中「、魅力ある高校づくり課」を削り、同表県立学校の項中「高校教育指導課」の下に「、魅力ある高校づくり課」を加え、同表市町村支援部の項中「家庭地域連携課、生涯学習文化財課」を「生涯学習推進課、文化資源課」に改める。

第四条の三を削る。

第八条第十二号中「生徒指導課」を「魅力ある高校づくり課」に改める。

第九条の三第四号中「県立学校部副部長（）」の下に「生徒指導課、」を加え、同条を第九条の四とし、第九条の二を第九条の三とし、第九条の次に次の一条を加える。

第九条の二 魅力ある高校づくり課においては、県立高等学校の活性化及び特色ある学校づくりに係る施策の総合的企画、調整及び推進に関する事務を所掌する。

第十二条第十三号中「及び義務教育指導課」を「、義務教育指導課及び人権教育課」に改める。

第十三条第一号中「県立及び市町村立の」を「県立中学校並びに市町村立の幼稚園及び」に、「義務教育諸学校」を「義務教育諸学校等」に改め、同条第二号、第三号、第六号及び第七号中「義務教育諸学校」を「義務教育諸学校等」に改める。第十三条の二を削る。

第十四条及び第十五条を次のように改める。

第十四条 生涯学習推進課においては、次の事務（保健体育課、特別支援教育課、文化資源課及び人権教育課において所掌するものを除く。）を所掌する。

- 一 生涯学習の振興に係る企画及び調整に関すること。
- 二 学校、家庭及び地域が連携した教育の推進に係る施策の企画及び調整に関すること。
- 三 学校、家庭及び地域が連携した教育の推進についての指導及び助言に関すること。

- 四 学校、家庭及び地域が連携した教育の推進に係る研修等に関すること。

- 五 社会教育を行うものに対する指導及び助言に関すること。
 - 六 社会教育のための学級、講座等に関すること。
 - 七 社会通信教育に関すること。
 - 八 社会教育としての視聴覚教育に関すること。
 - 九 公民館、図書館、青年の家その他の社会教育施設に関すること。
 - 十 社会教育主事の資格認定に関すること。
 - 十一 レクリエーションの普及奨励に関すること。
 - 十二 社会教育団体に関すること。
 - 十三 埼玉県生涯学習審議会に関すること。
 - 十四 埼玉県社会教育委員に関すること。
 - 十五 県立図書館及び県立げんきプラザ（県立長瀬げんきプラザ、県立小川げんきプラザ、県立神川げんきプラザ及び県立名栗げんきプラザを除く。）との連絡調整に関すること。
 - 十六 県立長瀬げんきプラザ、県立小川げんきプラザ、県立神川げんきプラザ及び県立名栗げんきプラザの管理に関すること。
 - 十七 前各号に掲げるもののほか、生涯学習の振興、社会教育並びに学校、家庭及び地域の連携に関すること。
 - 十八 市町村支援部副部長（生涯学習推進課及び文化資源課を所管する副部長に限る。）の庶務に関すること。
- 第十五条 文化資源課においては、次の事務を所掌する。
- 一 文化活動に関すること。
 - 二 埼玉県芸術文化祭に関すること。
 - 三 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百八十四条に規定する教育委員会が行うこととされた事務に関すること。
 - 四 文化財の指定及び解除に関すること。
 - 五 文化財の調査、保存、管理及び活用に関すること。
 - 六 文化財保護と開発事業との調整に関すること。
 - 七 美術的銃砲刀剣類の審査及び登録に関すること。
 - 八 ユネスコ活動に関すること。
 - 九 文化団体及び文化財保護関係団体に関すること。
 - 十 博物館に関すること。
 - 十一 埼玉県文化財保護審議会に関すること。
 - 十二 埼玉県美術作品取得基金に関すること（基金の運用に関するものを除く。）。
 - 十三 県立歴史と民俗の博物館、県立史跡の博物館、県立近代美術館、県立自然

と川の博物館（県立川の博物館を除く。）及び県立文書館との連絡調整に関すること。

十四 さいたま文学館及び県立川の博物館の管理に関すること。

十五 市町村支援部付及び市町村支援部副参事の庶務に関すること。

第二十一条第一項の表中

県立学校 人事課	学校評 価幹	上司の命を受け、学校評価制度及び学校職員の人事評価に係る施策の企画、調整及び推進に関する事務その他特に指定された事項を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督するとともに、課長を助け、当該事務を総括整理する。
-------------	-----------	---

を

県立学校 人事課	学校評 価幹	上司の命を受け、学校評価制度及び学校職員の人事評価に係る施策の企画、調整及び推進に関する事務その他特に指定された事項を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督するとともに、課長を助け、当該事務を総括整理する。
生涯学習 推進課	地域教 育幹	上司の命を受け、学校と地域との連携に関する事務で特に指定された事項を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督するとともに、課長を助け、当該事務を総括整理する。

に改め、同条第二項の表

高校教育指導課、生

主席指

上司の命を受け、指導主事が行う事務に従事

を

生涯学習文化財課及び人権教育課	生涯学習推進課及び文化資源課	生涯学習推進課、生徒指導課、保健体育課、特別支援教育課、義務教育指導課、生涯学習推進課及び人権教育課	生涯学習推進課及び文化資源課	生涯学習推進課及び文化資源課	生涯学習推進課及び文化資源課
補 育主事 社会教 育主事	主事 社会教育	主任指 導主事	主事	主席社 会教育 主事	主席指 導主事
上司の命を受け、法律第二百七号）第九条の三第三項に規定する職務に従事する。	に従事する。	上司の命を受け、社会教育主事の事務で相当高度の知識、経験等を必要とする困難なものに従事する。	従事する。	上司の命を受け、社会教育主事が行う事務に従事するとともに、当該事務の総括の事務に従事する。	上司の命を受け、指導主事が行う事務に従事するとともに、当該事務の総括の事務に従事する。

中

生涯学習文化財課	生涯学習文化財課及び人権教育課	家庭地域連携課、生涯学習文化財課及び人権教育課	生涯学習文化財課及び人権教育課	生涯学習文化財課及び人権教育課	生涯学習文化財課及び人権教育課
主事 社会教育	主事 社会教育	主任社 会教育 主事	主任指 導主事	主任指 導主事	主任指 導主事
従事する。	に従事する。	上司の命を受け、社会教育主事の事務で相当高度の知識、経験等を必要とする困難なものに従事する。	上司の命を受け、指導主事の事務で相当高度の知識、経験等を必要とする困難なものに従事する。	上司の命を受け、指導主事の事務で相当高度の知識、経験等を必要とする困難なものに従事する。	するとともに、当該事務の総括の事務に従事する。

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成三十年四月一日から施行する。
(埼玉県社会教育委員に関する規則の一部改正)
- 2 埼玉県社会教育委員に関する規則(昭和三十四年埼玉県教育委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。
第九条中「埼玉県教育局市町村支援部生涯学習文化財課」を「埼玉県教育局市町村支援部生涯学習推進課」に改める。
(埼玉県文化財保護審議会規則の一部改正)
- 3 埼玉県文化財保護審議会規則(昭和五十一年埼玉県教育委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。
第六条中「埼玉県教育局市町村支援部生涯学習文化財課」を「埼玉県教育局市町村支援部文化資源課」に改める。
(埼玉県生涯学習審議会規則の一部改正)
- 4 埼玉県生涯学習審議会規則(平成四年埼玉県教育委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。
第五条中「埼玉県教育局市町村支援部生涯学習文化財課」を「埼玉県教育局市町村支援部生涯学習推進課」に改める。